

■ ■ 今月の主な内容 ■ ■

- 労働条件実態調査結果の概要（特別調査）
- 労使関係総合調査への協力のお願
- 差別のない公正な採用選考
- かがしま「働き方改革」推進企業認定制度
- かがしま「子育て応援企業」の登録について
- 「かがしま結婚・子育てサポート宣言企業」の登録について
- 高齢者雇用優良企業表彰の募集について
- 障害者雇用に関する「もにす認定制度」について
- 県中小企業融資制度のご案内
- 外国人材が安心して働ける「かがしま企業」助成
- 外国人材の受け入れ相談窓口
- 障害のある人への合理的配慮の提供を！
- 働く女性たちへエール！「九州の女性ロールモデル」
- 鹿児島労働局からのお知らせ
- 鹿児島産業保健総合支援センターからのお知らせ
- 県労働委員会からのお知らせ

令和5年度労働条件実態調査結果の概要（特別調査）

この調査は、常用労働者5人以上の県内1,000事業所を対象に令和5年9月30日現在で実施しました。（有効回答率50.6%）
今回は、特別調査（令和5年度のみ調査実施）結果をご紹介します。（基本調査と付帯調査の結果は4月号で紹介しています。）

◇ 副業・兼業の実施状況

- ・ 認めている 41.6%
- ・ 認めない・認める予定はない 41.0%
- ・ 検討中 17.5%

図 副業・兼業の実施状況

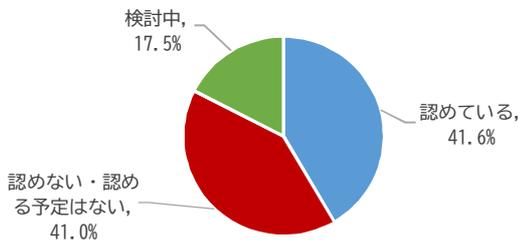


図 認める理由
（複数回答。認める理由を回答している事業所数を100%とした場合。）（%）



◇ 副業・兼業による外部人材受入状況

- ・ 受け入れている・受け入れたことがある 30.0%
- ・ 受け入れない・受け入れる予定はない 41.9%
- ・ 検討中 28.1%

図 副業・兼業による外部人材受入状況

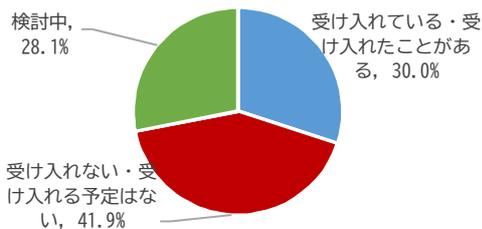


図 認めない理由
（複数回答。認めない理由を回答している事業所数を100%とした場合。）（%）



図 受け入れる理由
（複数回答。受け入れる理由を回答している事業所数を100%とした場合。）（%）



図 受け入れない理由
（複数回答。受け入れない理由を回答している事業所数を100%とした場合。）（%）



労使関係総合調査にご協力をお願いします！

県では、国からの委託を受け、労使関係総合調査を実施しています。

調査は、県内の全ての労働組合にお願いする「労働組合基礎調査」と、常用労働者30人以上の事業所の中から、国が抽出した事業所及びその事業所の労働者にお願いする「労使コミュニケーション調査」があります。

県庁雇用労政課、各地域振興局・支庁から調査票を郵送しますので、本調査へのご協力をお願いします。

なお、本調査はオンライン回答ができますので、是非ご活用ください。(オンライン回答の詳細は調査票とともにご案内いたします。)

○労働組合基礎調査

労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を調査します。

〔令和5年調査結果(鹿児島県)〕

労働組合数：466組合(前年比6組合減少)

組合員数：71,757人(前年比1,027人減少)

○実態調査(労使コミュニケーション調査)

労使間の意思の疎通を図るためにとられている方法、その運用状況等、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を調査します。(前回令和元年)

過去の調査結果につきましては、以下のホームページで公表しています。

○労働組合基礎調査(令和5年調査分)

- ・全国の状況〔厚労省HP〕令和5年労働組合基礎調査の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/23/index.html>

- ・鹿児島県の状況〔県HP〕令和5年労働組合基礎調査結果

<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/tokei/bunya/kumiai/r5kiso.html>

○実態調査(令和元年調査分)

- ・労使関係総合調査(実態調査)〔厚労省HP〕

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/18-r01.html>

【問合せ先】

県庁雇用労政課労政係

☎099-286-3017

差別のない公正な採用選考をお願いします

「就職」は、生活の安定や社会参加を通じての生きがいなど、生きていく上で極めて重要な意義をもっているものであり、人生を左右しかねない重大な決定にかかわるものです。

このため、雇用主は、応募者に広く門戸を開いた上で、本人の適性と能力のみを基準とした「公正な採用選考」を行うことが必要です。

本人に責任のない事項(出生地や家庭環境など)、本来自由であるべき事項(宗教、尊敬する人物など、思想・信条に関わること)を質問したり、エントリーシート等に記載させたりすることは、就職差別につながるおそれがありますので、「基本的な人権」を十分尊重した公正な採用選考を実施するよう、積極的な取組をお願いします。

趣旨及び詳細は、厚生労働省「公正な採用選考特設サイト」をご参照ください。

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp>



厚生労働省「公正な採用選考特設サイト」

採用方針・採用計画のチェックポイント

- 採用方針、採用予定の職種、人員が計画的・合理的に定められていますか？
- 求人条件に適合する全ての人に応募できる原則が確立されていますか？
- 本人の適性、能力以外のことを採用の条件にしていますか？

選考基準・選考方法のチェックポイント

- ◆ 職務遂行能力を基礎とした公正な基準や公正な評価方法がとられていますか？
- ◆ 応募者の適性や長所を見出すような配慮がされていますか？
- ◆ 合理的、客観的に必要性のない健康診断を実施していませんか？

面接のチェックポイント

- 面接によって判断する目標が明らかになっていますか？
- 外面的な容姿、態度等にとらわれず、客観的に判断できる方法、基準が確立されていますか？
- 質問内容について、十分検討がなされていますか？
- 面接担当者には、適切な人が選定されていますか？(面接技術、観察力、言葉が明瞭、偏見がない、感情に左右されない等)

【問合せ先】

鹿児島労働局 職業安定部 職業安定課

電話 099-219-8711

かごしま「働き方改革」推進企業認定制度

県では、働き方改革に取り組む県内企業を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定しています。近年、就職先を選ぶに当たって「働きやすさ」がとても重視されています。自社の魅力を広く発信するツールとして、本認定制度をご利用ください。

なお、令和6年度から認定基準の一部見直しを行い、「健康経営」の「健康経営優良法人」を選択要件に加え、「かごしま『働き方改革プラス共働き・子育て』推進企業」を新設しました。詳しくは県HPをご覧ください。

○「健康経営優良法人」認定企業の認定要件選択肢の新設

「治療と仕事の両立支援・健康支援」の認定基準について、従来の要件または「健康経営」の「健康経営優良法人」認定を選択可とします。

○「共働き・子育て」を推進する企業を新たに認定

- 人口減少が進み少子化対策が求められている中、育児や家事などの負担を女性のみには偏らせないよう、仕事と子育ての両立や育児中のキャリア形成について男女にかかわらず支援する県内企業の積極的な取組を促すため、新たな認定基準を設けました。
- これまでの認定項目のうち、「育児と仕事の両立促進」へ特に尽力している企業の認定基準を新たに設け、「かごしま『働き方改革プラス共働き・子育て』推進企業」として認定します。

(基準例) 育児・介護休業法の規定を上回る取組、男性の育休取得率が50%以上かつ平均取得日数60日以上
育休からの復職支援、育児中の能力向上やキャリア支援

認定要件の概要（詳しくは県HPを御覧ください。）

【必須】

- ◇ 代表者が「イクボス」宣言
- ◇ 「かごしま子育て応援企業」に登録
- ◇ 社内の意識向上の取組
- ◇ 長時間労働縮減の取組

【選択（次の1つ以上）】

- ◇ 休暇の取得促進（休みやすい環境整備）
- ◇ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備

【選択（次の2つ以上）】

- ◇ 非正規雇用社員の処遇改善
- ◇ 業務改善による生産性の向上
- ◇ 女性の活躍推進
- ◇ 若手社員の活躍推進
- ◇ 治療と仕事の両立支援・健康支援（健康経営）
- ◇ 育児と仕事の両立促進（プラス共働き・子育て除く）
- ◇ 介護と仕事の両立促進
- ◇ 障害者の活躍推進
- ◇ 高齢者（65歳以上）の活躍推進

【プラス共働き・子育て（必須）】

- ◇ 育児と仕事の両立支援
- ◇ 男性の育児休業取得促進
- ◇ 育児中のキャリア形成

認定企業一覧（令和6年4月現在：43社、認定順）

(株)現場サポート 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株) 町田酒造(株) (福)クオラ
(株)TSグループ (福)大潟福祉会 (株)プロゴワス (医)クオラ (株)日本政策金融公庫鹿児島支店
(株)スズキアリーナ大隅 (福)慶生会 外園建設工業(株) こどもファースト・ジャパン(株) えびの電子工業(株)
(株)南九州マツダ (株)プライムアシスタンス リコーITソリューションズ(株)
(有)アイ.タイムズ 三洋工機(株) 稲村建設(株) (有)永田鋼管工業 マルエーフェリー(株)
(株)鹿児島銀行 (株)リック 鹿児島県信用保証協会 野村建設工業(株) KQRMホールディングス(株)
(株)アイテクス (株)前田建設 (株)コスモテック 末重建設(株) 淵脇建設(株) 南生建設(株)
(株)上原環境 (福)向陽会 (株)オービジョン (株)岩田組 (株)南日本銀行 (株)南九州ファミリーマート
(株)岩野建設 (有)天辰百花園 濱田酒造(株) (株)エヌオーエス

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/hatarakikata/seido.html>

かごしま「働き方改革」推進企業 認定制度のご案内

働き方改革に取り組む県内企業等を認定しています。
令和6年度から、選択項目の認定基準に健康経営を追加しました。
また、新たに「共働き・共育て」に着目した認定を行います。

対象

県内に本社又は事業所がある法人，個人事業主

認定のメリット

県のホームページで認定企業の働き方改革に関する取組等を紹介

働き方改革推進に資する県の取組や国の助成金等の情報の提供

県主催の合同企業説明会等への優先参加

「かごしま『働き方改革』推進企業」又は「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」の呼称の使用



認定要件・共通事項

- ☑ 代表者が「イクボス」宣言を行っていること
- ☑ かごしま子育て応援企業に登録していること
- ☑ 次に掲げる項目について、認定基準を満たす取組を実施していること

必須 ア 社内の意識向上

必須 イ 長時間労働の縮減の促進

**選択
(1つ
以上)** ウ 休暇の取得促進(休みやすい環境整備)
エ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備

**選択
(2つ
以上)** オ 非正規雇用社員の処遇改善
カ 業務改善による生産性の向上
キ 女性の活躍推進
ク 若手社員の活躍推進
ケ 治療と仕事の両立支援・健康支援(健康経営)
コ 育児と仕事の両立促進
サ 介護と仕事の両立促進
シ 障害者の活躍推進
ス 高齢者(65歳以上)の活躍推進

- ☑ 企業の概要や働き方改革の取組内容を、県において公表することに同意
- ☑ 法令を遵守し、過去3年間において、法令に違反する重大な事実がない

認定要件・「プラス共働き・共育て」

選択(2つ以上)のうち、「コ 育児と仕事の両立促進」を除く1つ以上と以下の項目

必須 ◆ 仕事と育児の両立支援
◆ 男性の育児休業取得促進
◆ 育児中のキャリア形成

問合せ・申請

問合せは以下まで。認定申請書等は県ホームページからダウンロードし、電子メール、郵送により申請してください。

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県商工労働水産部雇用労政課労政係
電話:099-286-3017

E-mail:r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp

かごしま「働き方改革」推進企業認定

検索

R6.4.1

「かごしま子育て応援企業」に登録しませんか？

登録企業 783社（R6.4月1日現在）

「かごしま子育て応援企業」とは？

県では、従業員の仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、県民の皆様幅広く紹介しています。



登録するには…

県内に事業所（支店等を含む）があり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していることが条件です。

かごしま子育て応援企業登録マーク

①各事業所が「一般事業主行動計画(次世代法)」を策定します。

②都道府県労働局へ「策定届」を提出します。
※鹿児島労働局
☎099-223-8239

③県へ「登録申込書」を送付します。
〈添付書類〉
・一般事業主行動計画(次世代法)の写し
・一般事業主行動計画策定届の写し
※労働局の受付印が押されているもの

○登録証・登録マークを交付します！

○企業概要、一般事業主行動計画(次世代法)等を県HPで公表します！

～登録のメリット～

- 県ホームページや広報誌等で紹介されます。
- 登録企業であることを表示することで、企業のイメージアップにつながります。（登録マークを自社のホームページやパンフレット、名刺などに活用できます。）
- 県主催の合同企業説明会等において子育て支援に取り組んでいる企業として分かりやすく紹介されます。
- 県就職情報提供サイトかごJobにて子育て応援企業登録の表示をします。

※かごしま子育て応援企業に関する詳しい登録申込や登録企業の取組等については、県ホームページをご覧ください。

【問合せ・かごしま子育て応援企業登録申込先】

県庁雇用労政課労働福祉係 ☎099-286-3014 メール: roufuku@pref.kagoshima.lg.jp

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/ouenkiyou/index.html>

従業員の結婚や子育てを応援する

「かごしま結婚・子育てサポート宣言企業」に登録しませんか？



県では、従業員の結婚や子育てを応援する企業を「かごしま結婚・子育てサポート宣言企業」として募集・登録を行っており、令和6年4月末時点で178社の企業が登録しています。

ご登録いただいた企業には、名刺などにもご利用できるロゴマークや、結婚・子育てに関する情報をご提供します。

登録方法の詳細や登録企業については、県ホームページをご覧ください。



【問合せ先】 県庁子ども政策課 099-286-2800

【県HP】 https://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kekkon_kosodate_support.html

高齢者雇用優良企業等九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰 被表彰企業等の募集

九州・山口の各県及び経済団体、労働者団体等で構成される「九州・山口生涯現役社会推進協議会」（会長：福岡県知事）では、「生涯現役社会」の実現に向け、高齢者の就業促進や社会参加に取り組んでいます。

その取り組みの一環として、高齢者の雇用促進に先進的かつ積極的に取り組んでいる企業等に対し「高齢者雇用優良企業等九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰」を行っており、被表彰企業等を募集しています。

応募資格

- ①令和6年4月1日時点で、定年年齢の引き上げや定年制の廃止、継続雇用などにより希望者全員を70歳以上まで雇用する制度を設けていること。
- ②労務管理に万全を期しており、過去3年間において自らの責任による労働災害を起こしていないこと。
- ③過去3年間において労働関係法令に違反したことがないこと。

応募内容を審査の上、1社を決定します。また、本表彰に係る表彰式は令和6年10月23日（水）にカクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）において開催予定の「九州・山口生涯現役社会推進大会鹿児島県大会」において実施されます。

詳しくは問い合わせ先やホームページにてご確認ください。

【問い合わせ先】 県庁雇用労政課雇用支援係 ☎ 099-286-3028

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sien/koureisyahyousyou.html>

もにす認定制度（障害者雇用優良中小事業主認定制度）について

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。

鹿児島県内では、5事業所が認定されています。（令和5年12月7日時点）

認定事業主となることのメリット

- 認定マークを使用できます。
 - 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります。
 - 日本政策金融公庫の低利融資対象となります。
 - 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります。など
- ※ 詳しくは都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

【問い合わせ先】 県庁雇用労政課雇用支援係 ☎ 099-286-3028

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sien/gekkan.html>

県中小企業融資制度のご案内

伴走支援型借換支援資金

新型コロナウイルス感染症等の影響により、経営に支障を来しているものとして、次の要件のいずれかに該当し、かつ、経営指標の向上目標を設定した経営行動計画書を作成して金融機関による伴走支援を受ける中小企業者等が利用できる県の融資制度です。

○融資対象者

- (1) セーフティネット保証4号の規定による市町村長の認定を受けていること。(新型コロナウイルス感染症等に起因し、売上が20%以上減少等。)
- (2) セーフティネット保証5号の規定による市町村長の認定を受けていること。(全国的に業況の悪化している業種に該当する事業者で売上が5%以上減少等)
- (3) 次の①または② i から iii のいずれかに該当すること
 - ① 最近1か月間の売上が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - ② i 最近1か月間の売上総利益率または営業利益率が前年同月の売上総利益率または営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - ii 最近1か月間の売上総利益率または営業利益率が直近決算の売上総利益率または営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - iii 直近決算の売上総利益率または営業利益率が直近決算前期の売上総利益率または営業利益率と比較して5%以上減少していること

- 融資限度額 運転資金・設備資金1億円
- 融資期間 10年以内(据置5年以内)
- 融資利率 年1.4%～年1.9%
- 信用保証料率 年0.1%～年0.51%
パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又は県SDGs登録制度の登録事業者は、さらに0.1%引き下げ
- 取扱期間 令和6年6月30日までの保証申込受付分
- 申込・相談先 お取引のあるまたは最寄りの金融機関

【取扱金融機関】

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合の各本・支店、商工中金、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行の各県内営業店

【県HP掲載先】

<https://www.pref.kagoshima.jp/af02/sangyo-rodo/syoko/yushi/yuushi/seidoshikin.html>



外国人材の 安定的な受入れや定着に向けた取組 を支援します！

事業の趣旨

鹿児島県においては、生産年齢人口の減少等に伴い、人手不足が顕在化しており、外国人材を地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として温かく迎え入れ、定着を促進する必要があります。このため、県では、外国人材が安心して働くことができる住みやすい地域づくりに取り組んでいます。

当事業では、外国人材の受入れ先の企業や監理団体等が実施する、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組を支援します。

対象となる事業

以下(1)～(6)の取組を行う事業であって、県における審査・選考の結果、補助対象として決定されたものが対象となります。

- (1)就業規則、業務マニュアルや社内掲示物の多言語化など、外国人材の定着に繋がる取組
- (2)外国人材の日本語能力の向上に繋がる取組
- (3)外国人材が日本文化や県内の歴史・自然等を体験する取組
- (4)外国人材と地域との交流を図る取組
- (5)団体等が構成員に対し行う、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組
- (6)その他、当事業の趣旨に即した取組

取組例



日本文化体験

応募期間

令和6年5月22日（水）～11月29日（金）
(補助金の交付決定額が予算の上限に達した時点で募集を締め切ります。)

補助率

外国人材の参加人数	上限	補助率
5人以上	16万円	3 / 4
5人未満	8万円	

問合せ先

鹿児島県 商工労働水産部
外国人材政策推進課 中川, 鎌野
(〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1
行政庁舎10階)

T E L : 099-286-3080
F A X : 099-286-3599
E-mail : g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp

【WEB掲載ページ】鹿児島県公式ホームページ

https://www.pref.kagoshima.jp/af21/r6_gaikokujinzai-josei.html



相談
無料

外国人材の受入れに関する 企業向け相談窓口

外国人材の受入手続や在留資格等について、行政書士が面談又はオンラインで相談に対応します。（内容によっては、他の相談機関等をご案内することがあります。）

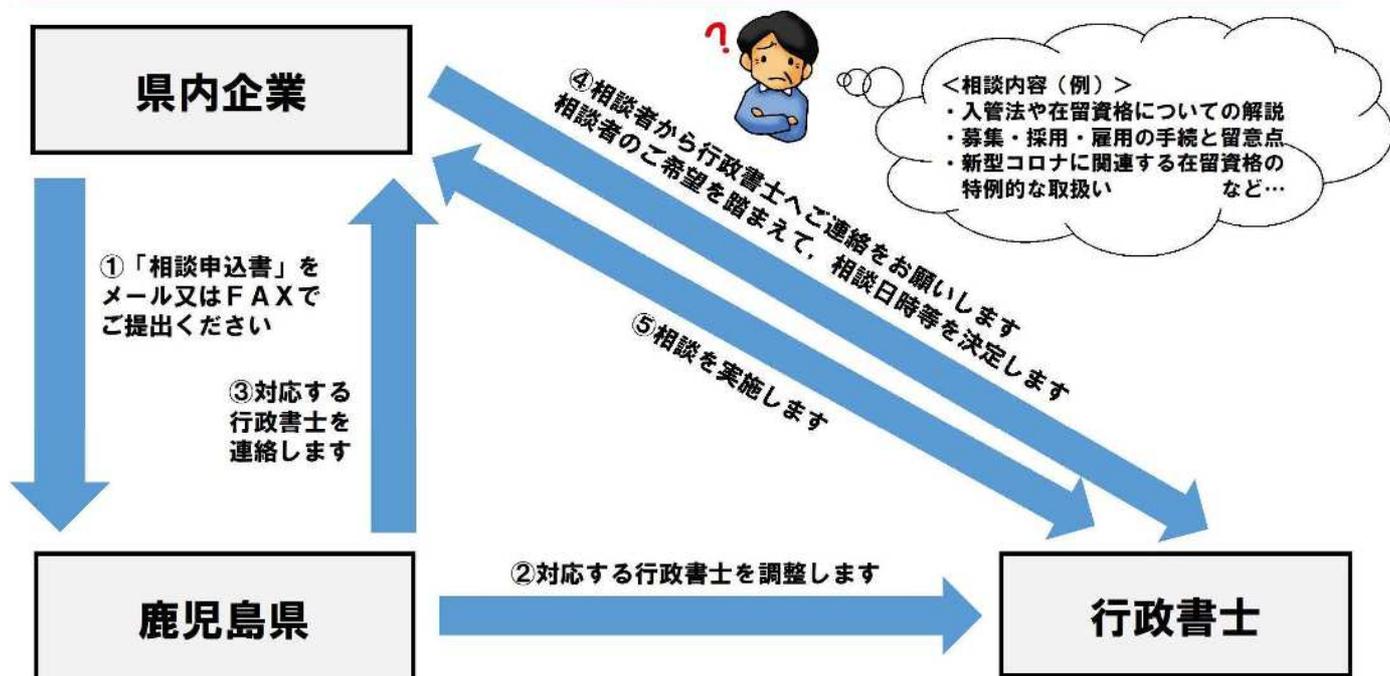
対象

外国人材を受け入れている、または受入れを検討している
県内に事業所を有する企業等

? 相談例 ?

- ・ 入管法や、在留資格について教えてほしい。
- ・ 外国人を雇用したい。募集・採用・雇用まで、どのように進めればいいですか？
- ・ 高度外国人材を採用したい。留学生のインターンシップ実施について知りたい。

～ 相談の流れ ～



※ この窓口では外国人材のあっせんや紹介は行っておりませんので、ご承知おきください。

相談予約方法

- 電子申請：右記二次元バーコードよりお申し込みください。 (<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/e20ChMTO>)
- FAX：裏面の「相談申込書」をFAX（099-286-3599）に送信してください。
- メール：県ホームページから「相談申込書」をダウンロードし、下記メールアドレスに送信してください。
メールアドレス：g-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp（メール件名は「外国人材相談窓口」）

お問い合わせ

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材政策推進課 TEL：099-286-3080

鹿児島県 外国人材 受入れ 相談

検索

障害のある人への合理的配慮の提供を！

障害のある人もない人も、同じように快適に生活し、学び、働き、社会で活動する権利を持っています。

障害の症状や特性、必要な配慮は、人によってさまざまです。

何が社会的なバリア（障壁）となっているのか、それを取りのぞくために具体的にどのような対応が必要か、障害のある人と周りの人たちが一緒に考え、話し合うことが大切です。

※ 合理的配慮とは、障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取りのぞいてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることです。

※ 障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

■ 「合理的配慮」の具体例 ■

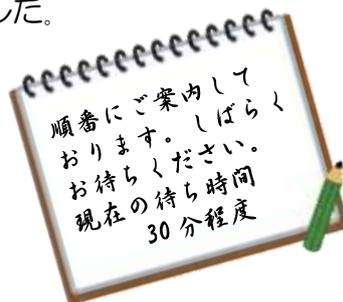
【障害のある人からの申出】

飲食店などで、車いすのまま利用したい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】

テーブルに備え付けのいすを片付けて、車いすのまま利用できるスペースを確保した。



【障害のある人からの申出】

難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望した。

弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】

太いペンで大きな文字を書いて、筆談を行った。

※ 障害者への具体的な配慮については、県ホームページを御確認ください。

URL : <https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai->

[syakai/gyakutai-boushi/sabetsukai-shou.html](https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/gyakutai-boushi/sabetsukai-shou.html)

【問合せ先】

障害者くらし安心相談窓口 受付時間：月～金 9：00～16：00

県庁障害福祉課（障害者権利擁護センター） 電話099（286）5110

大隅地域振興局 地域保健福祉課 電話0994（52）2108

大島支庁 地域保健福祉課 電話0997（57）7222

E-mail : k-anshin1@pref.kagoshima.lg.jp



働く女性たちへエール！

公開中

九州の女性ロールモデル

(各分野で活躍する女性のロールモデル発信プロジェクト)

様々な分野で活躍するロールモデルを紹介し、女性の就労促進、キャリア形成につながるよう九州8県が連携して、動画を制作しました。



↓動画はこちらからご覧いただけます！



【鹿児島県】女性のロールモデル
(県公式YouTubeチャンネル)



九州各県全体版・ダイジェスト版
(JEWELS WOMAN @九州チャンネル)



プロジェクト概要等はここから
(JEWELS WOMAN@九州 特設WEBサイト)

【URL】 <https://www.momo-j.net/lp/jewels/>



九州
KYUSHU

九州地域戦略会議“JEWELS+”人材活躍プロジェクトチーム
〔福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、熊本県(事務局)〕

鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室

令和6年度労働保険年度更新手続きのお知らせ

6月3日（月）から7月10日（水）は労働保険料の「年度更新」申告・納付期間です

- お手元に届く労働保険料申告書・納付書により、期間内に申告・納付を行っていただきますようお願いいたします。電子申請・電子納付や口座振替のご利用、または最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関での申告・納付が行えます。
- 年度更新申告書の書き方および申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚生労働省のウェブサイトでもご確認いただけます。

※年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です。

- 令和6年度の労災保険率、労務費率は前年度から一部変更されています。

詳しくは URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/rousai/rousaihoken06/rousai_hokenritsu_kaitei.html

でご確認いただくか、「労災保険料率 変更」でネット検索してください。

- 令和6年度の雇用保険料率および一般拠出金率に変更はありません。
- 申告書提出は電子申請を、保険料納付には口座振替を利用されますと便利です。
- 年度更新申告書の審査業務は外部委託しております。審査業者から申告書等の記載内容についてお問い合わせする場合がありますのでご了承ください。

ぜひ電子申請をご利用ください

労働保険のお手続きに「電子申請」をぜひご活用ください！（自宅やオフィスから24時間いつでも申告・納付が可能です）

- 労働保険の電子申請手続は「e-Gov」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)から行うことができます。
- 労働保険関係手続（一部手続を除く）は、GビズIDを利用して手続することができます。
- 労働保険の電子申請に関する詳細は[特設サイト](#)へ！

※詳しくは、鹿児島労働局労働保険徴収室にご相談ください。

【問合せ先】 鹿児島労働局労働保険徴収室 ☎ 099(223)8276